

千葉県立保健医療大学国際交流委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は千葉県立保健医療大学学則第16条第2項の規定に基づき、国際交流委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 看護学科教員 1名
- (2) 栄養学科教員 1名
- (3) 歯科衛生学科教員 1名
- (4) リハビリテーション学科理学療法学専攻教員 1名
- (5) リハビリテーション学科作業療法学専攻教員 1名
- (6) 共通教育運営会議教員 1名
- (7) その他学長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、これを補充する。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(所掌事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 国際交流に関する事項
- (2) 学術交流協定に関する事項
- (3) 学術及び教育交流の推進に関する事項
- (4) 留学生の教育交流に関する事項
- (5) 国際交流関係機関との連携および協力に関する事項
- (6) その他学長が付託した国際交流に関する事項

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、学長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理する。

(副委員長)

第6条 委員会に副委員長を置く。

- 2 副委員長は、委員長の指名による。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会の招集及び議長)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第8条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、事務局企画運営課及び学生支援課において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年12月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。